

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(1)	(4)	(2)	(4)	(5)	(5)	(3)	(2)	(1)	(3)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
76%	86%	70%	86%	50%	96%	83%	98%	70%	73%

1 外国人の人権

正解 (1)

- (1) 誤り。 外国人には入国の自由・再入国の自由は認められていない(最大判昭32・6・19、最判平4・11・16)。一方で、出国の自由については、憲法22条2項の外国移住の自由として、外国人にも認められている(最大判昭32・12・25)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり(最大判昭39・11・18)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり(最大判昭53・10・4)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

2 裁判所

正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり(憲法77条1項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり(憲法77条3項)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり(憲法6条2項、79条1項)。
- (4) 誤り。 「最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。」(憲法79条5項)。現在、最高裁判所の裁判官については70歳が定年年齢とされている(裁判所法50条)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(憲法79条6項、80条2項)。

3 地方公務員法

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり(地公法9条の2第9項)。
- (2) 誤り。 欠格条項(地公法16条)に該当する者が誤って任用された場合、その任用は任用の時に遡って無効となるが、その間に受け取った給与は、労務の提供があるので返還する必要はない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(地公法28条)。

4 警職法 3 条

正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (警職法 3 条 1 項 2 号)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (警職法 3 条 1 項 1 号)。 1 号該当者は、正常な判断能力を喪失していると認められるため、その者の意思にかかわらず保護する必要があり、強制的に保護することができる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (警職法 3 条 2 項)。
- (4) 誤り。 保護は、原則として 24 時間をこえてはならない (警職法 3 条 3 項本文)。ただし、簡易裁判所の裁判官の許可状があれば、5 日をこえない限度で延長が許される (警職法 3 条 3 項ただし書、4 項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (警職法 3 条 5 項)

5 故意

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 **条件付故意**とは、犯罪遂行意思は確定的であるが、一定の条件が成就して初めて結果を実現させる意思である場合をいう。

6 わいせつの罪

正解 (5)

- (1) 正しい。 公然わいせつ罪 (刑法 174 条) の「公然」とは、不特定又は多数の人が認識し得る状態をいう (最決昭 32・5・22)。実際に不特定又は多数人が認識することは必要なく、認識できる可能性があれば公然性が認められる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (刑法 176 条後段)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 24・5・10)。
- (5) 誤り。 強姦罪 (刑法 177 条) の主体は男子であるから、女子は同罪の単独犯とはなり得ない。一方、男女が共謀したうえで男子が強姦の実行行為に及んだ場合、刑法 65 条 1 項が適用され、女子も強姦罪の共同正犯となる (最決昭 40・3・30)。

7 詐欺罪

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 誤り。 タクシーの無賃乗車の場合、代金支払の意思・能力がないのに、あるように装って乗車し、運転手に目的地を告げた時点で実行の着手が認められ、運行が開始された時点で既遂となる。目的地に到着した場合はもちろん、途中で発覚したときでも、その目的地又は発覚地点までの輸送の利益を得たとして2項詐欺罪が成立する。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

8 緊急逮捕

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 210 条 1 項)。
- (2) 誤り。 「被疑者を緊急逮捕した場合は、逮捕の理由となった犯罪事実がないこともしくはその事実が罪とならないことが明らかになり、または身柄を留置して取り調べる必要がないと認め、被疑者を釈放したときにおいても、緊急逮捕状の請求をしななければならない。」(犯捜規範 120 条 3 項)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 210 条 1 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

9 搜索・差押え

正解 (1)

- (1) 誤り。 搜索をした場合に、差し押さえるべき物の発見に至らなかった場合は、搜索を受けた者の請求により、搜索証明書を交付しなければならない (刑訴法 222 条 1 項・119 条)。交付の請求ができるのは搜索を受けた者であり、搜索に立ち会った者ではない。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 222 条 1 項・105 条本文)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 222 条 1 項・115 条本文、東京地決平 2・4・10)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 222 条 1 項・114 条 1 項)。
- (5) 正しい。 搜索・差押えの実施中は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に入入りすることを禁止できる (刑訴法 222 条 1

項・112条1項)。この場合、出入禁止処分をする前からその場所にいる者を退去させることもできる。

10 強制採尿

正解（3）

強制採尿の実施に必要な令状につき、判例は「体内に存在する尿を犯罪の証拠物として強制的に採取する行為は捜索・差押の性質を有するものとみるべきであるから、捜査機関がこれを実施するには捜索差押令状を必要とする」としたうえで、「令状の記載要件として、強制採尿は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件の記載が不可欠である」とする（最決昭55・10・23）。